

仁淀川町公共交通網再構築調査等事業業務委託 仕様書

1. 業務名

令和7年度仁淀川町公共交通網再構築調査等事業業務委託

2. 業務期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

3. 業務目的

本町の公共交通機関は、民間の事業者が運行する近隣の他町と本町中心地を結ぶ広域路線バス及び本町が自家用有償旅客運送により町内を運行する町民バス並びにコミュニティバスがある。その他の交通手段としては、本町が運行するスクールバス、民間の患者送迎バス、タクシーなどがある。しかし、急速に進行する少子高齢化や車社会の進展により公共交通機関の利用者は減少を続け、その経営はどれも厳しく、公共交通の維持に多額の経費が必要となっている。また、高齢化社会により多くの交通弱者が増加しているが、多額の財政負担により、その必要なニーズを満たせていない状況にあり、町内全体の公共交通体系を見直し、持続可能な公共交通ネットワークを再構築する必要に迫られている。

上記の現状を踏まえ、本業務は、持続可能な公共交通ネットワークを再構築する手段として路線の再編を行うため、より詳細な住民の移動ニーズ把握と、利用促進の啓発に取り組むことを目的とするものである。

4. 業務内容

(1) 対象地区における住民との対話

特に路線再編による公共交通網の利便性向上が必要と考える地区の住民と膝をつき合わせた対話を通じ、地区住民の移動ニーズを把握するとともに、住民としての公共交通維持につなげる役割を認識してもらい啓発を行う。

(2) 移動の目的となる関係者との調整

人々の移動の目的地となる量販店や病院施設、公共施設、観光施設の関係者へのヒアリングを通じて、その場所を訪れる人のための最適な移動手段の在り方を検討する。

(3) 町内の交通事業者へのヒアリング

公共交通網再構築に向け、効果的な移動手段の配置を目指した交通事業者を対象としたヒアリングを実施する。

(4) 路線網再構築に向けた方針の整理

(1)～(3)の取り組みを経て最適な公共交通網再構築案をとりまとめる。

(5) 仁淀川町地域公共交通活性化協議会における決定

(4) でとりまとめられた再構築案について、協議会における協議を通じて再構築計画としてとりまとめる。

5. 業務に必要な提出書類

- (1) 着手時（着手届、業務実施計画書）
- (2) 随時（打合せ協議簿、議事録等）
- (3) 完了時（完了届及び成果品納品書、成果品）
- (4) その他必要と認めるもの

6. 成果品

- (1) 業務報告書（正副各1部）
- (2) その他業務により作成された委託者が求める資料、本業務関連の電子データ一式（CD-R等 1部）

7. その他

受託者は当該業務を履行する上で次の事項について遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の進行状況等を随時報告するほか、委託者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。
- (2) 本業務の目的を達成するために、委託者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た業務上の秘密を、業務期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務により知り得た個人情報を、業務期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき、又は本業務内容を変更する必要があるときは、受託者と委託者で協議のうえ対応すること。

8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時発注者に報告しなければならない。